

# 奈良県公報

## 目次

ページ

### 〈告 示〉

- 保安林の指定施業要件を変更する  
予定である旨の通知 一
- 右 同 一
- 道路の位置指定 一
- 右 同 二

### 〈公 告〉

- 地籍調査の成果の認証 二
- 建設業法による建設業者の処分 二
- 特定調達契約に係る落札者等の公 二  
示

## 告 示

### 奈良県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年十一月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年三月十三日農林水産省告示第四百七十六号、昭和五十五年二月九日農林水産省告示第四百十八号（一に限る。）、昭和五十六年八月十七日農林水産省告示第千二百二十五号、昭和五十九年一月十二日農林水産省告示第四十四号（二及び三に限る。）及び平成元年五月八日農林水産省告示第六百六十三号（一に限る。）

### 二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 奈良県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年十一月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
吉野郡野迫川村大字池津川四の二から四の六まで（以上五筆国有林）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び野迫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 奈良県告示第四百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十月十二日現在の地番による。）  
大和郡山市今国府町字川合作り三七六番地ノ二の一部
- 二 申請者氏名 株式会社ダイワ興産 代表取締役 喜寿理
- 三 申請者住所 大和郡山市池沢町一四六番地
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 三一・三二メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十一月十一日
- 七 指定番号 郡土第一六一二号

奈良県告示第四百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十六年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十一月四日現在の地番による。）  
桜井市大字戒重一〇一番ノ三及び一〇一番ノ四の一部
- 二 申請者氏名 高田榮一
- 三 申請者住所 桜井市大字外山三八七番地ノ一
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二二・二五メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十一月十日
- 七 指定番号 桜土第一六〇四号

公 告

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、榛原町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成十六年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 調査を行った者の名称  
榛原町
- 二 調査を行った期間  
平成十三年六月一日から平成十五年十一月二十七日まで
- 三 成果の名称  
宇陀郡榛原町地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
宇陀郡榛原町大字笠間の一部の地域
- 五 認証年月日  
平成十六年十一月十六日

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

処分をし た年月日	処分を受 けた者の 名称	主たる営業所 の所在地	代表者の 氏名	許可番号	処分 の内 容	処分の原 因となっ た事実
平成十六 年十一月 十五日	有限会社 城後建築	室生村大野三 八九四ノ一八	城後 薫	奈良県知事許可 (般一五)第 一二八一〇号	許可 の取 消し	破産

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年11月24日

奈良県知事 柿本善也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

- 2 奈良県立医科大学附属病院 頭部精密X線撮影装置一式の購入  
契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県出納局総務課  
奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年11月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
シーメンス旭メテック株式会社北大阪セールスエリアオプティクス  
大阪府吹田市垂水町3-35-36
- 5 随意契約に係る契約金額 33,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約による。
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令  
第372号）第10条第1項第1号該当

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。